

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市案内所設置要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）に対し、競技会、宿泊、輸送交通、観光物産等の案内を行うため、案内所の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類及び設置場所

- (1) 案内所は総合案内所及び受付案内所とする。
- (2) 案内所は関係機関・団体等と協議の上、設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間中とする。

4 設置期間及び開設時間

案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

	総合案内所	受付案内所
設置期間	競技会開催初日の2日前から 競技会が終了する日まで	競技会の開催初日から 競技会の終了日まで
開設時間	午前8時30分から 午後5時00分まで	競技開始(開始式含む)1時間前から 競技終了後30分まで

5 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 交通、競技及び観光案内に関すること。
- イ 配布物の管理に関すること。
- ウ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿舎及び観光の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関すること。
- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

6 その他

この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。